



(株)伊藤工務店通信 第43号 (2015年11月)

発行責任者 高橋 衛(営業担当常務)
株式会社 伊藤工務店
三重県伊勢市河崎1-11-4
Tel(0596)28-9266 Fax(0596)25-1246
E-Mail:info@ito-corporation.co.jp
HP URL:http://ito-corporation.co.jp

【信用】と【信頼】

杭打ちデータ改ざんのニュースが、連日報道されています。同じ業界の私どもも決して他人事ではなく、改めて自身を見つめなおすきっかけとなったことは事実です。このことがきっかけで、長い年月をかけて築き上げてきた多方面に對しての【信用】と【信頼】を瞬く間に失ったことは言うまでもありません。

広辞苑で【信用】とは「信じて任用すること。『信頼』とは「信じて頼ること」とあります。これだけではこの二つの言葉の違いがあまり良くわかりませんが、「信用取引」という言葉があります。が、「信頼取引」という言葉は聞いたことがありません。また、「信頼関係」という言葉はありますが、「信用関係」という言葉は聞いたことがありません。

【信用】とは、何らかの実績や成果物を作成して、その出来栄に對しての評価。【信用】されるためには、実績や成果物が必要不可欠で、それらが過去の業績として【信用】されるのではないのでしょうか。

一方【信頼】は、そうした過去の実績や業績、あるいはその人の立居振舞を見たうえで、「この人ならこの仕事を任せてもちゃんとしてくれるだろう」など、その人の未来の行動を期待する行為や感情のことを指します。もちろん【信頼】されるためには何らかの根拠が必要ですが、その根拠を見たうえで、未来を【信頼】されるのではないのでしょうか。

そう考えると、【信頼】してもらうためにはまず【信用】が必要です。【信用】なしに【信頼】を勝ち取ることは難しいでしょう。今回の件で【信頼】を失ったことと合わせて【信用】を得るための過去の実績や業績も疑われる結果となったのではないのでしょうか。

私どももこれからも改めてこのことを肝に銘じて、決して対岸の火事と捉えず、コツコツと【信用】を積み重ねて、皆様により一層深い・厚い【信頼】をいただける様にしていかなければなりません。

信用というブランド構築は10年か10年か10年か10年か10年か

信頼

信用

お客様の信用や信頼は「勝ち取る」のではなく「積み重ねる」

参考情報

三重県は、三重県外から県内へ移住する方々(Uターン、二地域居住等)が県内の空き家等を改修して住む場合にかかる工事費用等を補助する「移住促進のための空き家リノベーション支援事業」を本年度よりスタートさせました。工事費の1/3(最大100万円)を補助する制度ですが、市町が上乗せ補助を行っている場合があります。

伊勢市では、「伊勢市移住促進対策空き家改修支援事業」という事業名で同取組みを行っています。三重県外から伊勢市へ移住される方への補助制度です。伊勢市の場合、工事費の2/3(最大200万円)が補助されます。本年度分の受付締切は12月27日までとなりますので、本年度に關しては申請等までの時間が足りないかと思われませんが、来年度も継続されるとのことです。ご家族やお知り合いの方などで、ご計画のある方などに参考にしていただければと思います。ただし、来年度以降についてはあくまでも予定であり、本年度、新年度になつて正式に発表されることとなります。その際は、改めてご案内させていただきます。

また、伊勢市以外にも鳥羽市、松阪市(飯南・飯高地域のみ)、志摩市など県内の16市町(伊勢市含む)で同様の事業を行っております。今回は、本年度の伊勢市の概要等について書かせていただきます。来年度以降の参考にしていただければと思います。また、各市町により制度が異なりますので、ご注意ください。

伊勢市移住促進対策空き家改修支援事業

概要

三重県外から伊勢市に移住を行う方(Uターン)や移住を行う方に空き家を貸す方が、伊勢市内に存在する空き家・空き建築物を住宅(店舗併用住宅を含む)として使用するために必要となる改修費用についての補助を行います。

移住対象者は?

左記の条件をすべて満たす方
・三重県外に6ヶ月以上在住している方で、伊勢市内の空き家に移住する方
・移住後、5年以上市内に在住する方

対象となる空き家は?

伊勢市内にあり、現に使用されていない住宅又は建築物で、賃貸共同住宅でないもの。ただし、耐震性が不足している場合は耐震性の確保が条件となります。(昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は、耐震補強制度を受けることも出来ます。)

対象の工事は?

リノベーションやリフォームなど、空き家や空き建築物を住宅(賃貸共同住宅を除く)、店舗併用住宅を含む)として使用する上で、多様なライフスタイルを実現するための工事です。ただし、外構工事や容易に取り外しができる物を設置する工事など、一部対象外となる場合があります。

補助額は?

工事費の3分の2(上限200万円)を補助します。

申込方法は?

補助金交付申請書(指定の様式)に次に掲げる書類を添付して申請してください。
(1) 改修工事の見積書
(2) 平面図、立面図、断面図等の、改修の内容がわかる図面
(3) 耐震診断結果報告書または、昭和56年6月1日以降に建築工事に着工したことを証明する書類
(4) 移住対象者が三重県外に6ヶ月以上居住していることがわかる書類
(5) 不動産登記事項証明書など、対象物件が確認できる書類
(6) 空き家を貸す方が申請する場合、移住者との賃貸契約書

注意事項

※補助金申請前に工事の契約・着工を行った場合、補助金を受けることはできません。
※予算には限りがありますのでご注意ください。

現在、伊勢市一色町にて津波避難施設新築工事の施工をさせていただいております。今回は、現在施工中のこちらの現場を紹介させていただきます。災害時に一時避難場所として役割を果たす為、この施設整備が計画されました。鉄筋コンクリート造の3階建て、屋上までの高さは約14m、非常用食料や物資用の備蓄倉庫も設置されます。現在はコンクリート打設などの作業が順調に行われております。また、11月28日には一色町自治会の皆様による津波避難訓練が実施され、現場が集合地点として利用されました。弊社現場監督はじめ社員も参加させていただきました。



編集担当より:
今年も残すところあとわずか、新年を迎えます。皆様にとって今年はどうな年だったのでしょうか? お陰様をもちまして、弊社も本年末で創業67期目を無事終えることができそうです。これも偏に、皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。
この拙いニュースレターにもお付き合いいただきありがとうございます。少しでも皆様のお役に立てるような情報などを提供させていただければと考えておりますので、引き続きお付き合いいただきます様、よろしくお願いたします。
これから、本格的な寒さがやってまいります。どうぞよいお年をお迎えください。

編集担当 奥野 尚史(営業部長)